

済生会今治訪問介護事業所さいせい運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人恩賜財団済生会支部愛媛県済生会が開設する済生会今治訪問介護事業所さいせい（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対して、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その所有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2、事業の実施に当っては関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一、名称 済生会今治訪問介護事業所さいせい
- 二、所在地 今治市北日吉町1丁目7番43号

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 一、管理者1名（サービス提供責任者兼務）
管理者は事業所の業務を統括し、従業者を指揮監督する。
- 二、サービス提供責任者 1名以上
利用者40名又はその端数を増すごとに常勤専従1名（2人目のサービス提供責任者は常勤換算0.5名以上とする）
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行い、自らも指定訪問介護の提供にあたる。
- 三、訪問介護員等
常勤換算で2.5名以上（サービス提供責任者含む）
訪問介護員等は指定訪問介護の提供にあたる。
- 四、運営、管理上必要が認められるときは、事務職員を配置し、事務業務を行うものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一、営業日 月曜日から金曜日までとする。
- 二、営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。
- 三、営業日 営業時間外でも、必要がある場合には、サービスの提供を行うものとする。
- 四、休業日 国民の祝日（振り替え休日を含む）、年末年始（12月29日から1月3日）及びお盆（8月15日）

(訪問介護の内容及び利用料等)

第6条 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- 一、身体介護
 - 二、生活援助
- 2、前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第7条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、今治市とする。ただし、陸地部の区域に限る。

(ハラスメント対策)

第9条 適切な訪問介護の提供を確保する観点より、済生会今治第二病院における「セクシャルハラスメント防止に関する規程」「パワーハラスメント防止に関する規程」並びに契約書の記載に準ずる。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第10条 事業所は虐待の防止に努めるため、以下の措置を行う。

- 一、虐待防止のための指針を設ける。
- 二、虐待防止にかかる体制として、虐待防止検討委員会を設置する。
- 三、虐待防止委員会の委員長を事業所の虐待防止にかかる措置の担当とする。

四、虐待防止のための従業者への研修を定期的かつ計画的に行う。

五、虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等を示したマニュアルを策定する。

(業務継続計画の策定等)

第 11 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

二、事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。

三、事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(身体拘束等の原則禁止)

第 12 条 事業所は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

二 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要事項を記載することとする。

(その他運営についての留意事項)

第 13 条 事業所は、従業者の質的向上を図るため、職務遂行に必要な事項につき、外部で開催される研修にも積極的に参加させるものとする。

二、事業所は定期的にケース会議等を開催し業務上の問題や議題について討議を行うなど、業務体制を整備する。

2、従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4、この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人恩賜財団済生会支部愛媛県済生会と訪問介護事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成12年 8月 1日から施行する。
この規程は、平成14年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成15年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成15年 7月 1日から施行する。
この規程は、平成15年12月 1日から施行する。
この規程は、平成16年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成17年 1月16日から施行する。
この規程は、平成17年 4月 1日から施行する。
この規定は、平成17年10月 1日から施行する。
この規定は、平成18年 4月 1日から施行する。
この規定は、平成18年 7月 1日から施行する。
この規定は、平成18年10月 1日から施行する。
この規定は、平成18年12月 1日から施行する。
この規定は、平成19年 4月 1日から施行する。
この規定は、平成19年 9月 1日から施行する。
この規定は、平成19年12月 1日から施行する。
この規定は、平成20年 4月 1日から施行する。
この規定は、平成20年 7月 1日から施行する。
この規定は、平成20年 8月 1日から施行する。
この規定は、平成20年10月15日から施行する。
この規定は、平成21年 4月17日から施行する。
この規定は、平成21年 9月16日から施行する。
この規定は、平成21年12月 1日から施行する。
この規定は、平成22年 3月 1日から施行する。
この規定は、平成22年 4月 1日から施行する。
この規定は、平成22年 6月 1日から施行する。
この規定は、平成22年 7月 1日から施行する。
この規定は、平成22年11月22日から施行する。
この規定は、平成22年12月 1日から施行する。
この規定は、平成23年 4月 1日から施行する。
この規定は、平成23年 7月16日から施行する。
この規定は、平成23年 8月 8日から施行する。
この規定は、平成24年 2月 1日から施行する。
この規定は、平成24年 6月 1日から施行する。
この規定は、平成24年 7月18日から施行する。
この規定は、平成24年10月22日から施行する。
この規定は、平成24年12月 1日から施行する。
この規定は、平成25年 1月 1日から施行する。
この規定は、平成25年 4月 1日から施行する。

この規定は、平成25年12月12日から施行する。
この規定は、平成26年8月11日から施行する。
この規定は、平成26年9月1日から施行する。
この規定は、平成27年3月1日から施行する。
この規定は、平成27年4月1日から施行する。
この規定は、平成28年4月1日から施行する。
この規定は、平成29年4月1日から施行する。
この規定は、平成31年4月1日から施行する。
この規定は、令和1年6月12日から施行する。
この規定は、令和3年4月1日から施行する。
この規定は、令和6年6月1日から施行する。